

延喜二年飛香舍藤花宴をめぐって

* 滝川 幸 司

要 旨

延喜二年に開催された藤花宴の公的地位について検討した。この藤花宴は、通説では和歌が公的地位を獲得した晴の場として理解されているが、資料を再検討して、藤原時平による献物という私的場であって、和歌の公的地位獲得の場とは評価できないこと、また、この藤花宴について記す『延喜御記』の記述からも、醍醐天皇が和歌を高く評価し、和歌の勅撰に強い意志を持っていたとは考えがたいことなどを指摘した。一般に、宇多・醍醐朝に和歌が公的地位を得、その結果、『古今和歌集』の勅撰に結びつくといわれるが、延喜二年の藤花宴の地位、『古今集』における作者層からも、和歌の地位は必ずしも高いとはいえない難いことを述べた。

はじめに

『古今和歌集』編纂の直前に当たる延喜二年、飛香舍で藤花宴が開催された。当時としてはめずらしく和歌が中心であったためか、和歌が公的地位を獲得した場として言及されることが多い。

山口博氏⁽¹⁾は、「この藤花宴は天皇以下侍臣の出席をみる公宴である。後宮において詠歌を伴う公宴の開催は例をみない。後宮の文学であった和歌が公的文の待遇を得た宴である」といい、村瀬敏夫氏は、「⁽²⁾ここで従来の公宴に付き物であった賦詩がなされずに、和歌のみがよまれたのは異例であるが、場所が女性中心の後宮であり、しかも藤花宴という前例のない行事なので、この異例も許されたのだろう。しかしこの藤花宴が後宮における最初の公的な和歌行事として催されたことは、列席者に和歌の公的意義を喚起せしめる結果となつたろう」と述べている。両氏ともに、この藤花宴が「公宴」であり、和歌が公的な地位を獲得した場であると論じている。

この藤花宴開催の目的は、田中喜美春氏が、「延喜二年三月二十日、時平の奏請により、天皇の臨席を得て、飛香舍藤花宴が開催される。これは、時平の同母妹穂子の入内一周年を期して、その地位を確実にするために企画された、史上初の藤花宴であった。この曲宴では、『飛香舍藤花和歌』の題のもとに、歌が詠ぜられ、醍醐天皇の詠作も伝存している」と指摘しているように、藤原穂子入内一周年を記念して開かれたと考えられており、現在ではこの見解が通説となっている

ようである。

近年では、史家の木村茂光氏⁽⁴⁾が、「稔子の入内一周年記念を標榜しつつも、時平自身が、天皇を迎えて群臣とともに自分の新制を祝うことにあつた」と、稔子入内一周年は表向きの理由で、時平の新制を祝う宴であるとの考えを提示している。

なお、この藤花宴において、「古今和歌集」勅撰の建議が出されたとの意見もある。熊谷直春氏⁽⁵⁾は、「古今和歌集」撰集開始日を延喜二年四月六日として、次のように述べる。

延喜二年四月六日には、実際には撰集作業にはいつたというより、これからの方針について話し合った編集会議のような状況である。したがって、奉詔の時期は、この日をさかのぼること、そう遠くはあるまいと思う。そして、その時期を、私論では、同年三月二十日に行われた飛香舎の藤の花の宴のあたりと推定している。……、その時の歌は、御製・藤原敏行・定方の作が『新古今集』(一六三)、『新千載集』(一七九)、『新統古今集』(一九七)に伝えられているが、時平をはじめ群臣すべからず披露に及んだものと思う。そして、この顔ぶれからすれば、この夜に和歌勅撰の事が内々に話題にのぼつたように想像されてくる。それは、このころ撰者たちは、すでに時平の知遇を得ており、醍醐天皇―時平―撰者と結ばれた、和歌勅撰の事業の機運が盛りあがっていたころと思われるからである。……、藤の花の宴のころに、すでに

撰集の作業が内御書所で始まっておれば、あるいは召される機会があつたのではあるまいかと憶測するのである。それがなかった様子を見ると、やはり撰集はその後の事と思われ、……、延喜二年四月六日を、そう遠くさかのぼらないところに、奉詔の時期を求めてみると、それより十四日ばかり前の三月二十日の藤の花の宴のころが、最も可能性が高いようである。

以上見てきたように、延喜二年の藤花宴は非常に注目されているが、これらの論考では、この藤花宴に関する資料の検討はほとんどなされていない。それは、橋本不美男氏⁽⁶⁾が既に詳細に考証を加えているからなのであるが、前掲諸氏の見解も基本的には橋本氏の論を継承したものである。

和歌の地位に関しては、橋本氏は、「規模からみて公宴の形態であり、王卿侍臣の参加をみているので、密宴ではなく晴の曲宴であることは確かと思われる」と、また、稔子の入内一周年記念という開催目的にしても、「延喜二年三月は稔子入内満一年目に当たり、兄左大臣時平は摂関に準ずる内覧の職にある。……、時平は、稔子の正妃に準ずる身位を確実にするため、……、花宴に準じて飛香舎に観藤花の曲宴を奏請し、献物によつてその費をあがったのではなからうか」と論じている。

橋本氏は、藤花宴の関係資料を具体的に取りあげて、こうした結論を導いているのだが、改めて資料を検討してみると、橋本氏の見解及

びそれを継承した諸氏の論考について再考すべき点があるように思われる。そこで本稿では、この藤花宴についての資料を再検証すること、この宴の性格、殊に和歌の公的地位獲得の場としての理解が妥当であるか否かという点を中心に考えていきたい。

一、

延喜二年の藤花宴に関しては、当時としてはめずらしく比較的詳細な記事が残る。「延喜御記」(『河海抄』宿木所引)と、「西宮記」(巻八・臨時乙・宴遊)所引の記録である。後者については、橋本氏の論に従って「不知記」と呼んでおくが、この二つが基本資料となる。以下にその二つを掲出する。

「延喜御記」

飛香舍藤花宴事

延喜二年三月廿 御記云、此日、左大臣飛香舍藤花下有献物事。執献物。称首根献御贄。可為作御息所宣旨別当也。而後列坐藤花下、盃酒数巡。後左大臣殊仰右大将令献題目。飛香舍藤花和歌。則左大臣置御硯匣奉手跡匣。暫献横笛和琴。其横笛箱是承和遺物耳。酒盃間、琴群臣酌。管絃歌舞乱。召敦固親王・備前介忠房令吹横笛。暫給祿群臣有差。

延喜二年三月廿 御記に云はく、此の日、左大臣飛香舍の藤花の

下にて献物の事有り。献物を執る。首根に称ひて御贄を献せしむ。御息所と作す宣旨を為るべき別当也。而して後藤花の下に列坐し、盃酒数巡す。後左大臣殊に右大将に仰せて題目を献せしむ。飛香舍藤花和歌。則ち左大臣御硯匣を置き手跡の匣を奉る。暫くして横笛和琴を献す。其の横笛の箱は是れ承和の遺物なる耳。酒盃の間、群臣奉りて酌す。管絃歌舞乱る。敦固親王・備前介忠房を召して横笛を吹かしむ。暫くして祿を群臣に給ふに差有り。

(『河海抄』宿木)

「不知記」

藤花宴

延喜二二三廿於飛香舍覽藤花。左大臣献物へ給御厨子所。供御膳王卿侍臣。着座へ公卿御下／侍臣花下。大臣貢御本笛硯琴へ入筥。給紙筆。献序。御弹琴。大臣奏唱歌。召所楽器奏樂。大臣大鼓、忠房笛。御平座。大臣舞。中宮被出銀籠二捧へ付藤花。事了賜祿。

延喜二二三廿飛香舍に於て藤花を覽る。左大臣献物すへ御厨子所に給ふ。御膳を王卿侍臣に供す。着座へ公卿御の下／侍臣花の下。大臣御本・笛・硯・琴を貢すへ筥に入る。紙筆を給ふ。序を献す。御弹琴。大臣唱歌を奏す。所の楽器を召して樂を奏す。大臣大鼓、忠房笛。平座に御す。大臣舞ふ。中宮銀籠二捧を出ださるへ藤花に付す。事了りて祿を賜ふ。

(『西宮記』巻八・臨時乙・宴遊)

他に、『日本紀略』同日条にも「三月廿日。飛香舎に於て藤花宴有り」とわずかながら記事が残るが、前掲二つが基本資料となる。

藤花宴の性格を判断するには、これらの資料をできる限り丁寧に読む必要がある。この二つの資料は、おおむね同様の内容を記すが、記事の繁簡もあり、単独では理解できない部分もある。組み合わせて見ていかなければならない。以下、二つの資料を対比させ、概要を記し、便宜的に番号を付す。なお、「御」は「延喜御記」の、「不」は「不知記」の略称である。

- 1 この日、飛香舎にて左大臣時平の献物の儀あり。左大臣の献じた御贄を御厨子所に付す。
- 御 延喜二年三月廿 御記云、此日左大臣飛香舎藤花下有献物事。執
- 不 延喜三三廿於飛香舎覽藤花。左大臣献物へ給御厨子所へ。
- 御 献物。称首根献御贄。
- 不 可為作御息所宣旨別当也。
- 2 御贄の献上の後、藤花の下にて王卿侍臣に御贄。
- 御 而後列坐藤花下盃酒数巡。
- 不 供御膳王卿侍臣。着座へ公卿砌下／侍臣花下へ。
- 3 手本・硯・横笛・和琴を献上。
- 御 後左大臣殊仰右大将令献題目。飛香舎藤花和歌。則左大臣置御硯
- 不 匣奉手跡匣。暫献横笛和琴。
- 御 大臣貢御本笛
- 不 硯琴へ入筥へ。
- 御 其横笛箱是承和遺物耳。
- 不 献上の後、宴飲。
- 御 酒盃間、拳群臣酌酩。管絃歌舞乱。
- 不 給紙筆。献序。御彈琴。大臣奏唱歌。
- 5 所（楽所か）の楽器を召して奏楽。
- 御 召敦固親王・備前介忠房・令吹横笛。
- 不 召所楽器奏楽。大臣大鼓、忠房笛。
- 6 天皇、平座に移り、時平の舞あり。中宮、銀籠を出す。
- 御 御平座。大臣舞。中宮拔出銀籠二捧へ付藤花へ。
- 不 賜祿。
- 御 暫給祿群臣有差。

不
事
了
賜
祿。

二、

1 この日、飛香舎にて左大臣時平の献物の儀あり。左大臣の献じた御贄を御厨子所に付す。

最初に問題にしなければならないのは、資料の冒頭に記されるように、この藤花宴が、「献物」であったということである。献物については、目崎徳衛氏の論に詳細だが、臣下から天皇への財物献上儀礼のことをいう。その一例をあげておこう。仁和二年正月二十日に行われた、太政大臣藤原基経から光孝天皇への献物である。

廿日庚子。太政大臣献物。飯六十櫃・酒六十缶・魚六十缶・菜六十缶・納衣物韓櫃廿合、置陳於仁寿殿東庭。供御器物、金銀華美。糸竹備奏。清和太上天皇第八皇子貞数親王及四位已上子童卯者十許人、在前教習。是日出舞。群臣教治、通宵樂飲。賀正五位下藤原朝臣時平賀加冠拜爵也。宴畢之後、賜時平御衣一襲。

廿日庚子。太政大臣物を献ず。飯六十櫃・酒六十缶・魚六十缶・菜六十缶・衣物を納るる韓櫃廿合、仁寿殿東庭に置き陳ぶ。供御の器物、金銀華美なり。糸竹備に奏す。清和太上天皇第八皇子貞数親王及び四位已上子童卯者十許人、在前教習す。是の日出で舞ふ。群臣教治く、通宵樂飲す。正五位下藤

原朝臣時平の加冠拜爵を賀する也。宴畢りて後、時平に御衣一襲を賜ふ。

〔日本三代実録〕仁和二年正月

飯六十櫃を始め様々な財物が献上され、音楽・飲酒の宴が催されている。そしてこの献物は、引用文末尾に「正五位下藤原朝臣時平の加冠拜爵を賀する也」とあるように、時平の元服に関わるものであった。時平の元服は、仁和二年正月二日に行われているが（『日本三代実録』同日条）、仁寿殿で行われ、天皇自らが冠を被せるといふ異例の元服であった。正月二十日に行われた基経の献物は、この天皇の特別な行為に対する謝礼の意でなされたのである。

献物は、このような、天皇への財物献上をいうのであるが、基経の献物は、子息時平の元服に対する謝意として行われていた。献物の理由は、目崎氏によれば、「叙位または殊遇を求める目的、叙位・殊遇の謝意表明、造宮・遷居の祝賀、病氣見舞い等の慰問、遊獵・遊幸の歓待、誕生・元服・立后・算賀等の祝賀等」があると指摘されている。基経の献物もその例外ではないが、こうした理由が通例であるとすれば、延喜二年の藤花宴が、穩子入内一周年を記念したと考えることには問題が生じるように思われる。天皇の後妃に関しては、立后などならばともかく、一女御の入内一周年を祝うということは、考えにくいことだからである。少なくとも、そのことを前面に押し出すことは難しかろう。

やはり、開催理由は穩子ではなく、献物を行った時平自身にあらう。この年の正月二十八日に、時平は封二千戸を賜っている〔「公卿補任」延喜二年左大臣時平〕。恐らくこのことへの謝意として献物を行ったと考えるのが、献物の通例からしても穩当であらう。

献物は、臣下から天皇への財物献上儀礼であるわけだが、それは、臣下から天皇への個人的な行為と考えられる。目崎氏は、「私的・遊戯的・享樂的性格」を持つと指摘している。先の基経の献物にしても、子息の元服加冠への謝意である。私的な行為といえよう。とすれば、この藤花宴を、諸氏が「公宴」と呼び、和歌の公的地位獲得の場と考えていることは、これもまた疑問である。先述したように、この献物は、時平から醍醐への、殊遇に対する謝意と考えられるからである。この藤花宴を理解する上で、献物が私的儀礼であることは、第一に念頭に置いておかなければならない。

この部分にはまだ問題がある。「菅根に称ひて御贄を献ぜしむ」〔御記〕、「御厨子所に給ふ」〔不知記〕の部分である。橋本氏は次のように述べている。

左大臣は、献物のうち、菅根（菅根鳥キジ）と云つて貢物を献じた。これは御息所の別当か官旨に調進させるべきである。といった意味であらうか。こゝに御息所が記名されているのは注目すべきと思われる。

これは、続く「可為作御息所官旨別当也」も含めた考証だが、橋本氏は、「菅根」を献物の一つと理解しているのである。しかし、この部分は、次の『西宮記』の記述を重ねて考えなければならぬ。

於射場殿有献物事時、王卿以下取献物、入自月華門、列射場殿南方（西上北面）。上卿一人留御前座。問云、何物。貫首人称唯申献人并物名。上卿云、膳部（尔）給（へ）云。或時上卿云、御厨子（尔）給（へ）云。即持献物之人、称唯直渡御前経所前付御厨子所膳部云々。

五月節駒牽、右府献物之間、王卿以下、執献物、出自北方、列立庭中。上卿問云、何物。第一人申云、右（乃）司（乃）献御贄云々。

射場殿に於て献物の事有る時、王卿以下献物を取りて、月華門自り入りて、射場殿の南方（西上北面）に列ぶ。上卿一人御前の座に留る。問ひて云ふ、何物ぞ、と。貫首人称唯して献人並びに物名を申す。上卿云く、膳部（尔）給（へ）と云ふ。或る時上卿云く、御厨子（尔）給（へ）と云ふ。即ち献物を持つ人、称唯して直ちに御前を渡り待所の前を経て御厨子所の膳部に付すと云々。

五月節駒牽、右府献物の間、王卿以下、献物を執り、北方自り出で、庭中に列立す。上卿問ひて云ふ、何物ぞ、と。第一人申して云ふ、右（乃）司（乃）献する御贄と云々。

〔西宮記〕卷八・臨時乙・献物事

献物について記されたものだが、上卿が献物を持った王卿以下に、献物について「何物ぞ」と尋ねる。それに対して「献人」と「献物」の名を答えるのだが、それに続いて、上卿が「膳部に給へ」と、また「或る時、上卿云く、御厨子に給へと云ふ」とある。引用文末尾の「上卿問ひて云ふ、何物ぞ、と。第一人申して云ふ、右の司の献ずる御贄と云々」というのと同様で、つまり、献上された御贄が御厨子所に下されるということである。献物では、献上された物品の中で「贄」が御厨子所に下されることが分かる。『御記』の「御贄」、「不知記」の「御厨子所に給ふ」という記述から、藤花宴の問題の部分は、『西宮記』のここに当たると思われる。そして、『御記』で「菅根に称ひて御贄を献せしむ」というのは、『西宮記』の「即ち献物を持つ人、称唯して直ちに御前を渡り侍所の前を経て御厨子所の膳部に付す」と記される、献物（贄）を御厨子所に渡す行為に当たることになるのである。橋本氏は「菅根」をキジと解釈しているが、これはやはり人名で、藤原菅根を指し、醍醐天皇が、その菅根に命じて、献上された贄を受け取らせ、御厨子所に下したのだと理解するべきであろう。『西宮記』では、献物を持つ人がそのまま御厨子所に付しているようだが、ここでは、菅根が介在していると考えられる。

『御記』にはこの文章に続けて「可為作御息所宣旨別当也」と書かれる。橋本氏は、前掲したように「御息所の別当か宣旨に調進させる

べきである」と解しているが、私見は異なる。

ここは、「御息所と作す宣旨を為るべき別当也」と訓み、穩子を御息所（＝女御）にするための宣旨を作る責任者であると、藤原菅根について説明している文章ではないだろうか。つまり、前述したように、醍醐は菅根に命令して献物を受け取らせたわけだが、その菅根とは穩子を女御にする宣旨を作った責任者であった、という文脈だと思ふのである。¹⁰ 試みに口語訳すれば、「菅根に命じて御贄を献上させる。（その菅根は穩子を）御息所とするための宣旨の責任者である」となるか。女御の宣旨は、

一 親王・女御・一世源氏等事

上卿奉勅仰弁官。但、至親王・女御等事即日外戚公卿以下於射場殿奏賀由拜舞。

上卿勅を奉じて弁官に仰す。但し、親王・女御等の事に至りては、即日外戚公卿以下射場殿に於て賀の由を奏し拜舞。

〔西宮記〕（大永本）第九・臨時・宣旨事

と、弁官に命令が下され、弁官が女御の宣旨を作成することになる。穩子の女御宣下については資料が残らないが、時代の近い例として藤原佳珠子の女御宣下の太政官符をあげれば、

太上官符 中務・大蔵・宮内等省

无位藤原朝臣佳珠子

右女御如件、省宣承知、符到奉行

参議右大弁兼行讀岐守藤原朝臣 左大史正六位上長統朝臣

貞観十五年十一月廿六日

〔諸官符案宣旨方〕〔皇室制度史料 后妃〕所引)

と、参議右大弁（藤原家宗）が責任者として署名している。穩子が女御となったのは、延喜元年三月（『日本紀略』、但し日未詳）だが、菅根は、同年三月十五日に権左中弁となっており（『公卿補任』延喜八年参議菅根尻付）、穩子の女御宣旨の責任者であった可能性がある。

この記述は、『御記』のみに見え、「不知記」にはない。それゆえ、醍醐の個人的な意識として書かれていると思われるが、ここで穩子のこと記されるのは、この藤花宴が、穩子の兄・時平の献物でもあることから、一年前に穩子が女御となったことが醍醐の頭に過ぎったということかも知れない。

以上、私見を述べたが、この部分、内容は明確ではない。取りあえずは、穩子入内と関わらせて読解したが、女御宣下の官符を制作する責任者のことを、果たして「別当」と呼ぶのかという疑問もあり、この推測は、臆測に留める他ない。

2 御覽の献上の後、藤花の下にて王卿侍臣に御膳。

橋本氏は「規模からみて公宴の形態であり、王卿侍臣の参加をみているので、密宴ではなく晴の曲宴であることは確かと思われる」と、王卿侍臣の参加を重視して、この藤花宴を晴の場であると論じている。この橋本氏の見解が、現行の通説において、この藤花宴が公的な和歌会であるとされる根拠となっている。例えば、前掲山口氏の「この藤花宴は天皇以下侍臣の出席をみる公宴である」という言説などは、そのことを示しているが、しかし、王卿侍臣の参加は、その場が、公的であることの根拠になるのであろうか。公的か否かの判断基準は、主催者、開催の場、開催意図によって判断されるべきで、参加者によるものではない。¹¹⁾ 例えば、晴の歌合の典型とされている天徳内裏歌合は、天皇の主催で、多くの公卿が参加しているが、開催の場が清凉殿西廂という女房の場であり、また、『天曆御記』の冒頭に「女房歌合」と記されるように、女房の歌合なのであり、晴の歌合と理解することはできないのである。¹²⁾ このことは、藤花宴でも同様である。もともと開催の場の飛香舎は後宮だが、後宮という場は必ずしも私的である根拠にはならない。¹³⁾ では、公的な宴であったかといえは、そうではない。開催の場・主催者だけからは公的ともいえるが、開催意図を考慮すれば、先にも述べたごとく、『延喜御記』や「不知記」の冒頭に見られたように、「献物」なのであり、時平の、醍醐への謝意を示す場としてまずは位置付けなければならないからである。この藤花宴は、王卿侍臣の参加を見るけれども、宴の性格・目的としては、時平による献

物であり、時平の企画によるものと理解しなければならぬのである。天皇主催の公的な場と理解することは、難しいと思われる。

3 手本・硯・横笛・和琴を献上。

この部分が、通説では和歌会の中心ということになる。橋本氏は、「盃酒教巡ののちに「左大臣殊仰右大将令献題目」と記されているので、当座に時平が定国に命じて献題させたものと思われる。定国が献じた「飛香舎藤花和歌」の歌題のもとに序も付けられ（恐らく序も定国であろう）、弹琴のもとに歌が披露されている」と述べる。氏は、3、4を繋げて和歌披露の一連として理解しているが、ここは分けて捉えるべきである。

「不知記」に「大臣、御本・笛・硯・琴を貢すへ宮に入る」とあるように、御本・笛・硯・琴が箱に入れられて献上されたことが確認できる。『御記』では、題目が書かれた後に、左大臣時平が、「御硯匣」を置き、「手跡の匣」を奉り、その後「横笛」と「和琴」が献上されている。そして、横笛の箱は承和の遺物であるとの説明もあるが、「不知記」と対照させれば、硯、笛、琴が一致する。残りは、『御記』でいう「手跡の匣」、「不知記」でいう「御本」ということになる。「御本」とは何をいうのだろうか。次にあげるのは、『西宮記』献物事である。

一 献物事

御遊之次、献琴・笛・手本等時、王卿各執列居御前。雖無問人、一々奏其物名。其詞多加御字へ東乃御琴類也。

御遊の次、琴・笛・手本等を献ずる時、王卿各執りて御前に列居す。問ふ人無しと雖も、一々其の物名を奏す。其詞多く御字を加ふへ東の御琴の類也。

〔西宮記〕巻八・臨時乙・献物事

献物での献上品について述べたものだが、「琴・笛・手本等を献ず」と記される。これを参考にすれば、藤花宴で献上された「御本」とは、「手本」であつたと思われる。¹⁴そして「御記」の記述を勘案すれば、手本としてあらかじめ書かれた和歌があり、それに付すために右大将定国が題を献じたのであろう。殊更に「手跡の匣」と断っているのもそのためと思われる。そしてそれが箱に収められ、硯・和琴・横笛とともに天皇に献上されたのだと考えられる。もちろん、「御記」の「御硯匣を置き、手跡の匣を奉る」という文脈から、ここで、改めて手本としての和歌が書かれたという可能性もあるが、そうであっても、この時点で和歌は献上されているのであり、披露されてはいない。これらの献上が終わってから、4の酒宴と音楽に移るのである。従って、橋本氏のように、3と4は一連として考えることはできない。別個に捉えるべきである。

4 献上の後、宴飲。

『御記』では、飲酒と音楽のことだけが記されるが、「不知記」では、「紙筆を給ふ。序を献す。御弹琴。大臣唱歌を奏す」とあり、後半の「御弹琴。大臣唱歌を奏す」は『御記』でいう「管絃歌舞乱る」に対応すると考えられる。前半の「紙筆を給ふ。序を献す」についてだが、これは、通常の宴であれば、漢詩か和歌の詠作のための行為である。

天皇出御。……、王卿参入……、謝座・謝酒了、昇着座。……。

内蔵寮給紙筆。……、内弁起奏云、題令進。……、召参議、仰可

召博士由へ召某朝臣也。参議立南権召。博士等参進。……、内

弁仰云、題進へ礼。……、兩人書題奉内弁へ載一紙。内弁奏聞。

……、内弁還座令書進奏之へ今般問序者。……、漸献文。……。

天皇出御。……、王卿参入……、謝座・謝酒了りて、昇りて

着座。……、内蔵寮紙筆を給ふ。……、内弁起ちて奏して云

ふ、題進らしめよ。……、参議を召し、博士を召べき由を仰

すへ某朝臣を召す也、参議南権に立ちて召す。博士等参進。

……、内弁仰せて云く、題進れ、と。……、兩人題を書きて

内弁に奉るへ一紙に載す。内弁奏聞す。……、内弁座に還

りて書き進らしめてこれを奏すへ今般序者を問ふ。……、

漸く文を献す。……。

〔西宮記〕卷五・年中行事・九日宴

これは、九月九日重陽宴の儀式次第であるが、傍線部を中心に見れば、紙筆を賜り、題が献上され、序者が誰かと尋ねられている。そしてこれに続いて、漢詩が作られ披露されるのである。だから、藤花宴でいう「紙筆を給ふ」というのは、この後に漢詩あるいは和歌の詠作があることを示していることになる。

ただ、この藤花宴で作られたのが、漢詩なのか和歌なのかは厳密には不明である。先に和歌の手本が献上されたのだから、和歌である可能性は高く、ひとまずは、和歌が作られたと理解しておく。¹⁵⁾

ところで、橋本氏は、「不知記」に見える「大臣唱歌を奏す」の部分を「天皇自らの弹琴によつて、大臣による唱歌(恐らく御製の披露)が奏上される」と述べる。「唱歌」を御製の披露と理解しているのだが、しかし、これは誤りである。「唱歌」は、琴や笛などの譜を口で歌う「そうが」であらう。¹⁶⁾藤花宴では、「御弹琴」とあることから、醍醐が琴を弾き、それにあわせて時平が唱歌を奏していると考えられる。なお、醍醐が弾いている琴は、時平が献上した和琴だと思われるが、つまりは、「不知記」で記される「唱歌を奏す」というのも、和歌の披露を示すのではないということになる。

「不知記」では、「紙筆を給ふ」と、和歌詠作を推測させる言辭はあるものの、披露そのものについては記されていない。このこと自体も興味深いのが、それ以上に、『御記』には、この和歌披露に関わると思われる記事が、まったく記されないことが注目される。

醍醐は、手本としての和歌については、右大将が題目を献じたこと

など詳しく書いているが、その後に行われたと思われる和歌披講については一切記さず、飲酒と音楽のみを記すのである。

手本としての和歌は、和琴や横笛と同じく献上品であった。そして、この藤花宴が時平による献物であり、それらが時平によって天皇に献上される品物であったから、醍醐はその詳細を記したのであろう。和歌の題目を右大将定国が献じたことや、横笛の箱が承和の遺物であることを記すのは、献上品を嘉納する立場としての醍醐を表しているように思われる。しかし、その後の和歌披講については、醍醐は、何も記さないのである。献上品としての、物品としての和歌は、この場の性格が献物という儀礼である以上、記す必要もあるのだろうか、それ以外の和歌詠作についてはまったく興味を示していないことになるのであろうか。

要するに、『御記』だけを見ると、この藤花宴で和歌披講が行われたとは考えられないということである。「不知記」と対照させて漸く和歌披講が行われたかも知れないということが推測できるだけなのである。醍醐が、和歌披講に対して冷淡であるというのは、いい過ぎであらうか。

5 所(楽所か)の楽器を召して奏楽。

所(楽所か)¹⁷⁾から楽器を召して、時平が大鼓、敦固親王と藤原忠房が横笛を奏した記事だが、敦固親王は醍醐の同母弟。この年の二月三日に元服している(『日本紀略』同日条)。忠房は、『歌式』作者浜成

の末裔で、この家系は、管絃の家でもあった。また、宇多天皇の近臣でもある。¹⁸⁾

6 天皇、平座に移り、時平の舞あり。中宮、銀籠を出す。

ここは、『御記』には記されない部分であるが、橋本氏は次のように述べる。

藤花の宴の宴座をおわって、平座に移行している。普通平座は略儀の宴遊で、天皇の出御はないのがたてまえであるが、……

橋本氏は、「平座」を天皇不出御の儀礼をいうものとして理解しているが、ここはそうではなく、本来の、床に敷いた敷物の座の意である。つまり、これ以前は、天皇は飛香舎の廂の椅子に座って藤花宴に臨んでいたのが、母屋内に移ったことをいうのであろう。この藤花宴で天皇が椅子に座していたという記事はないが、後の例ではあるが、天曆三年の藤花宴で「飛香舎に於て藤花宴有り。殿上の御椅子を以て南廂に立つ」(『西宮記』臨時三・宴遊・藤花宴)という記録もある。延喜二年も同様で、そこから母屋の座に移ったというのが、この部分の内容であらう。そして、時平が舞ったのである。なお、ここに出る中宮は、橋本氏が指摘されるように、宇多の后で醍醐の養母でもある、藤原温子であらう。

7 賜禄。

列座した群臣への賜禄があり、宴が終了する。

三、

藤花宴の記録を読んできた。延喜二年の藤花宴は、和歌が公的地位を獲得した場として理解されていた。しかし、開催目的が時平の献物であつたこと、そして、献物の持つ私的性格、また、献物である以上、この宴の趣向が時平から出ていると推測されることから、この藤花宴を、晴の場ということは難しいと思われる。和歌の公的地位獲得を象徴する場とはいい難いということになる。また、『延喜御記』の記述には、醍醐が和歌に対して積極性を持っていなかったと思われる節も見出せた。

この藤花宴で制作されたとされる和歌が現存する。先学の指摘も含め、醍醐朝の藤花宴での作と思われるものを、一覽する。

以上のことから考えるに、冒頭にあげた諸氏の見解は訂正されるべきであろう。この藤花宴においても、和歌が公的な地位を獲得したとはいえないのである。また、前掲熊谷氏の論で、この藤花宴の開催時期を「醍醐天皇―時平―撰者と結ばれた、和歌勅撰の事業の機運が盛り上がっていた頃」とされるが、『御記』の記述に和歌披露がないことが、やはり気に掛かる。醍醐自身に和歌に対する興趣が強くはなかつたことを示すとまでいい切るのは難しいかも知れないが、ここに醍醐の和歌への積極的な興趣を読みとることもまた難しいと思うのである。時平については、和歌を献上するのだから、それなりの意志を見出すことはできようが、それを財物として嘉納する立場の醍醐にまでそうした意識を見出すことは困難なように思われるのである。

延喜御時、飛香舎にて藤の花の宴待りける時に

小野宮太政大臣

この宴の趣向が時平から出ていると推測されることから、この藤花宴を、晴の場ということは難しいと思われる。和歌の公的地位獲得を象徴する場とはいい難いということになる。また、『延喜御記』の記述には、醍醐が和歌に対して積極性を持っていなかったと思われる節も見出せた。

1 うすくこくみだれてさける藤の花ひとしき色はあらじと思ふ

〔拾遺和歌集〕夏・86 ↓ 『拾遺抄』雑上・402、〔清慎公集〕1

以上のことから考えるに、冒頭にあげた諸氏の見解は訂正されるべきであろう。この藤花宴においても、和歌が公的な地位を獲得したとはいえないのである。また、前掲熊谷氏の論で、この藤花宴の開催時期を「醍醐天皇―時平―撰者と結ばれた、和歌勅撰の事業の機運が盛り上がっていた頃」とされるが、『御記』の記述に和歌披露がないことが、やはり気に掛かる。醍醐自身に和歌に対する興趣が強くはなかつたことを示すとまでいい切るのは難しいかも知れないが、ここに醍醐の和歌への積極的な興趣を読みとることもまた難しいと思うのである。時平については、和歌を献上するのだから、それなりの意志を見出すことはできようが、それを財物として嘉納する立場の醍醐にまでそうした意識を見出すことは困難なように思われるのである。

延喜御時、藤壺の藤の花宴せさせ給ひけるに、殿上のをのこと
もうたつかうまつりけるに 皇太后宮権大夫国章

2 ふぢの花宮の内には紫のくもかとのみぞあやまたれける

〔拾遺和歌集〕雑春・1068 ↓ 『拾遺抄』雑上・400

この宴の趣向が時平から出ていると推測されることから、この藤花宴を、晴の場ということは難しいと思われる。和歌の公的地位獲得を象徴する場とはいい難いということになる。また、『延喜御記』の記述には、醍醐が和歌に対して積極性を持っていなかったと思われる節も見出せた。

3 飛香舎にて、藤花宴待りけるに 延喜御歌

かくてこそ見まくほしけれ万代をかけてにはへる藤浪の花

延喜御時、ふぢつばにははなの宴せさせ給ひけるによみたまへりける

この宴の趣向が時平から出ていると推測されることから、この藤花宴を、晴の場ということは難しいと思われる。和歌の公的地位獲得を象徴する場とはいい難いということになる。また、『延喜御記』の記述には、醍醐が和歌に対して積極性を持っていなかったと思われる節も見出せた。

4 君ませばくもぬにほふぢの花ここにたちまひをらんとはおも

ふ 〔三条右大臣集〕5 ↓ 『新統古今和歌集』春下・197

藤花の宴せさせたまけるときよませたまける

延喜のみかどのおほみうた

5 むらさきのにほふ藤波立ちかへりけふの名残はあすぞとふべき

右兵衛のかみ兼茂の朝臣

6 むらさきのいとかけみだりさく花もをる人なくはにははざらまし
藤原の敏行の朝臣

7 藤の花かぜふかぬよはむらさきのくもたちさらぬところぞ見ゆる

〔秋風和歌集〕春下・120～121。敏行歌↓〔新千載和歌集〕春下・179

以上の七首が、醍醐朝の藤花宴歌として管見に入ったものである。

1の作者・藤原実頼は、昌泰三年生で、延喜二年には三歳であり、この藤花宴への参加は不可能である。但し、醍醐朝の末年延長七年には三十一歳であり、醍醐朝後半において藤花宴が開催されていれば、参加は可能であろう。つまり、この歌の存在は、醍醐朝において、延喜二年以外にも藤花宴が開かれていた可能性を示唆するといつてよいであろう。2の作者・藤原国章は、寛和元年六月二十三日に薨じているが、『日本紀略』によれば、「六十七。或七十五」と薨年に異説がある。前者であれば、生年は、延喜十一年であり、後者であれば、延喜十九年となる。いずれにしても、延喜二年には生誕前で、藤花宴に参加することは不可能であり、また、醍醐朝末年において、延喜十一年生であったとしても二十歳であり、醍醐朝で

の藤花宴の参加は、やはり難しからう。『拾遺和歌集』の詞書か、作者名の誤りと考えるべきであろう。

4の藤原定方は、貞観十五年生で延喜二年には三十歳で、従五位上左少将（公卿補任）延喜九年参議定方尻付）、6の藤原兼茂は、生年は未詳だが、延喜二年に従五位上（公卿補任）延喜二十三年参議兼茂尻付）で、この二人の歌は延喜二年の藤花宴時のものであった可能性を残す。

7の藤原敏行については少しく問題がある。敏行の卒年には『古今和歌集目録』に「延喜七年卒。家伝に云ふ、昌泰四年卒」と異説があり、延喜七年卒ならばこの藤花宴に参加は可能だが、昌泰四年卒なら不可能である。『古今和歌集』哀傷・833に「藤原敏行朝臣の身まかりにける時よみてかの家につかはしける」という詞書で紀友則の歌があり、『古今和歌集』哀傷・838、839には、友則の卒を悼む貫之・忠岑の歌があつて、友則は、『古今和歌集』完成時には卒していたらしい。従つて敏行の死はそれ以前と考えられ、昌泰四年没年説の可能性が高い。つまり、敏行は延喜二年の藤花宴には参加できないことになるのだが、敏行の歌の存在は、延喜二年以前に醍醐朝で藤花宴が開かれていたことを示すことになる。¹⁶⁾

これらの歌について、通説では、実頼・国章以外は、延喜二年の藤花宴での作とされている。それは、醍醐朝に開催された藤花宴の記録が、この時のものしかないからである。しかし、実頼の歌、あるいは敏行の歌の存在は、醍醐朝において、延喜二年以外でも藤花宴が開か

れていことを予測させる。⁽²⁰⁾ ということは、この時の作とされている醍醐・定方・兼茂の作も、延喜二年以外の作である可能性が出てくることになる。もつとも、醍醐の歌は二首現存し、このことも延喜二年以外の藤花宴の存在を物語ろう。この辺りについては、これ以上考証が困難であり、外部徴証がない限り結論は出ないであろう。延喜二年の藤花宴で作られたと確実に断定できる和歌はないことになるのである。そして、この藤花宴開催直後に編纂された『古今和歌集』には、この時の歌は収載されていない。このことについて、さらに検討を加えていこう。

四、

延喜二年藤花宴の歌と『古今和歌集』については、村瀬敏夫氏に次のような言及がある。⁽²¹⁾

もし仮に、藤花宴以前に撰集の命が下っていたとすれば、藤花宴で和歌が詠まれたのは、当時としては珍しい和歌勅撰の業を推進するためのものと見られるから、卑官の撰者らはその場に出席しなくとも、当日の記録を『古今集』の撰集資料として付与されていたことだろう。しかるに『古今集』にこの藤花宴歌が一首も採られていないのは、やはり藤花宴以後に撰者が任命されたことを物語るもので、藤花宴が契機となって撰集の業が計画されたことを見

てよからう。

村瀬氏は、藤花宴の和歌が『古今和歌集』に載らないことを、撰者の任命時期と関連させて述べているが、撰者の任命が藤花宴の後だから藤花宴の和歌が撰集資料として付与されず、『古今集』に載らないという論法には疑問が残る。この考え方が成り立つためには、撰者任命後の資料しか、古今撰者の手元にはないという前提が必要だからである。この藤花宴の和歌が『古今和歌集』に載らないことについては、別の理由を考えなければならぬであろう。

村瀬氏や前掲熊谷氏は、この宴が契機となって勅撰和歌集が編纂されたと推測するのだが、そうであれば、それこそ、この時の和歌は当然入ってくるのではないであろうか。阿氏ともに、この藤花宴を公的な歌会と認識されているのだから、ここで詠まれた歌も公的な和歌となり、『古今和歌集』に入っても何ら不思議ではない。特に、先にあげた醍醐天皇の歌が、もしこの時のものなら、それこそ撰者は『古今和歌集』に入れようとしたのではないだろうか。しかし、この時の歌は一首も入集していないのである。

このことと関わると思われるが、村瀬氏が、興味深い指摘をしている。⁽²²⁾ 村瀬氏は、古今集の作者の身分を調査し、古今成立時の存命者について、公卿二人、四位四人、五位九人、六位以下二一人、物故者天皇二人、親王二人、公卿七人、四位四人、五位十五人、六位以下十一人と考証して、次のように述べる。

ところで、物故者の場合は、各階層の入集者が、それぞれの絶対数に応じて比較的均等化されているのに、存命者では、それがかなりアンバランスになっている。……、ことに公卿についていえば、延喜五年の公卿は十五人であるが、入集したのはわずかに二人にすぎない、勅撰集に宮廷歌人のアンソロジーとしての性格が要求されているのに、この重臣たちの非協力は何を意味するのだろうか。

氏は、このアンバランスさに、重臣・貴族たちの非協力的態度を読みとっているのである。このことについては、氏も様々な考察を加えているが、やはり、和歌の社会的地位の低さを物語っていると理解すべきであろう。物故者についてはバランスがとれていたのだから、存命者で公卿層の歌が入らないのは、撰者の意図ではなく、公卿層自体が入集を拒んだと解せざるを得ない。もし、醍醐天皇が和歌を推奨していたのなら、公卿達の態度も違っていたのではないだろうか。そもそも醍醐自身の和歌も『古今和歌集』には載らないのである。

延喜二年の藤花宴についても、王卿侍臣が参加しており、恐らく彼等の和歌も存在していたと考えられるが、古今勅撰直前のことなのに、それらは入集しない。公卿層が、あるいは醍醐が和歌に対して積極的であったなら、この時の和歌は『古今和歌集』に入集していてもおかしくはないと思われる。物故者の作者層のバランスから見ても、撰者たちは、現存公卿層の和歌を入集させようと考えていたと思われるか

ら、公卿層の拒否がなければ、彼等の和歌を載せていたであろう。

醍醐朝は、『古今和歌集』の勅撰もあり、和歌が公的な地位を獲得した時代だと考えられている。しかし、その『古今和歌集』の作者層を見れば、村瀬氏の指摘のように、貴族たちは非協力的であり、醍醐も同じであった。それは、この当時の公的な文学が漢詩文であり、和歌は私的なものだったからであろう。だから、勅撰和歌集という公器に歌を載せることを、公卿層は拒んだのであろう。

藤花宴に論を戻せば、この藤花宴は、時平による献物という私儀礼であった。そして和歌が披講されたようではあったが、それも、これが私的な儀礼だから可能だったのではないだろうか。勅撰和歌集という公器に和歌を載せることには否定的な公卿たちも、私的な場であれば、和歌を詠むことも可能だということを示しているように思われるのである。⁽²³⁾

おわりに

宇多朝から醍醐朝にかけて、和歌勅撰の気運が高まっていったと一般的にいわれているが、それは正確ではないのではないかと私は考えている。延喜二年藤花宴を含め、この辺りの状況については別に述べたが、⁽²⁴⁾『古今和歌集』の勅撰も、貴族社会全体が盛りあがって行われたのではなく、多分に偶然性を孕むもので、撰者の地位の低さ、現存公卿の和歌の少なさから見ても、それほどの期待をもって迎えられ

たものではないと考える。『古今和歌集』の編纂は、勅撰ということもあって、国家事業として高く評価されることもあるが、正しく国家事業であれば、醍醐の和歌はもちろん、もう少し公卿たちの和歌の入集もあったであろう。

本稿で検討した藤花宴は、『古今和歌集』勅撰の直前に開催されたものであるが、和歌が公的な地位を得たとはいえない難い場であった。藤花宴に和歌が登場したのも、それが私的な場であったからだと考えられる。この宴では、醍醐は、和歌を物品として嘉納する立場にいた。あるいは、『古今和歌集』の勅撰という事業も、この藤花宴と同様で、醍醐にとつては受身であつて、主導する立場ではなかつたといえるかも知れない。この藤花宴は、そうした、醍醐の和歌に対する意識・立場を象徴しているように思われるのである。

注

- (1) 山口博氏「古今集の形成」(『王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇』桜楓社・昭和四十八年)。
- (2) 村瀬敏夫氏「古今集の撰進」(『紀貫之伝の研究』桜楓社・昭和五十六年)。
- (3) 田中喜美春氏「古今和歌集の形成」(『王朝文学史』東京大学出版会・昭和五十九年)。
- (4) 木村茂光氏「藤原氏と文人貴族」(『国風文化』の時代)青木書店・平成九年)。
- (5) 熊谷直春氏「古今集の選集過程について」(『平安前期文学史の研究』桜楓社・平成四年、昭和四十四年初出)。
- (6) 橋本不美男氏「後宮曲宴と和歌」(『王朝和歌 資料と論考』笠間書院・平成四年、昭和四十八年初出)。以下、橋本氏の見解はこの論文による。
- (7) 底本「違」に作る。
- (8) 底本「同」に作る。
- (9) 目崎徳衛氏「平安時代初期における奉獻 貴族文化成立論の一視覚として」(『平安文化史論』桜楓社・昭和四十三年、昭和四十一年初出)。
- (10) この時、穩子には子供がいないが、天皇の子を産んだ女性を「御息所」と呼ぶという理解が誤解であること、「御息所」が漢語「女御」の和語に当たることなど、増田繁夫氏「女御・更衣・御息所の呼称―源氏物語の後宮―」(『源氏物語と貴族社会』吉川弘文館・平成十四年、昭和五十六年初出)に指摘がある。
- (11) 荻谷朴氏「平安朝歌合の分類」(『平安朝歌合大成 十』同朋舎出版・昭和五十四年復刊)、工藤重矩氏「後撰和歌集の性格」(『平安朝和歌漢詩文新考 継承と批判』風間書房・平成十三年、平成六年初出)。
- (12) 拙稿「儀式の場と和歌の地位―天徳内裏歌合をめぐる―」(『和歌を歴史から読む』笠間書院・平成十四年)。
- (13) 工藤重矩氏「解題」(『後撰和歌集』和泉書院・平成四年)参照。
- (14) 橋本氏は、「不知記」のこの部分を「書籍・楽器・硯に至る買物」といい、「御本」を「書籍」と解釈しているが、それと「飛香舎藤花和歌」という題目との関係については不問に付している。
- (15) もちろん、序のみが献上され、和歌披講がなかった可能性もある。その場合、この藤花宴は和歌会ではなくなる。以下は、和歌披講が行われたと仮定しての論述である。
- (16) 「唱歌」については、山田幸雄氏「源氏物語の音楽」(宝文館出版・昭和

四十四年復刊)を参照。

- (17) 楽所の管絃者の奏楽は、雅楽寮と比較すると私的である。詳細は、有吉恭子氏「楽所の成立と展開」(史窓29・昭和四十六年三月)参照。ここは、楽所の管絃者の奏楽ではないが、この点も、この藤花宴の私的性格を示すかも知れない。

- (18) 忠房については、工藤重矩氏「藤原忠房―歌合判者の資格―」(平安朝律令社会の文学)ベリカン社・平成五年)参照。

- (19) なお、敏行の没年とこの藤花宴については、村瀬敏夫氏「藤原敏行伝の考察」(平安朝歌人の研究)新典社・平成六年、昭和四十六年初出)をも参照。

- (20) 1について、岩波新日本古典文学大系「拾遺和歌集」の脚注では「延喜二年(九〇二)三月二十日の宴が知られるが、この時作者は三歳で、歌を詠むのは無理か。村上天朝の天曆三年(九四九)四月十二日の宴も盛儀であった」と、2については「延喜二年(九〇二)三月二十日の藤花宴(日本紀略)で詠まれたとすると、作者藤原国章は年齢が合わない。村上天皇御代、天曆三年(九四九)四月十二日の藤花宴に詠まれた歌か」という。新大系では村上天朝の藤花宴歌である可能性を探っているであろうが、2の国章はともかく、1については、記録に残らないまでも醍醐朝に別途藤花宴があったと理解するべきであろう。

- (21) 村瀬敏夫氏「古今集の撰進」(前掲著)。

- (22) 村瀬敏夫氏「古今集と貴族社会」(『古今集の基盤と周辺』桜楓社・昭和四十六年、昭和三十九年初出)。

- (23) なお、目崎氏前掲論文には、この藤花宴に触れてではないが、献物という非公式的場が、和歌の命脈を保つ貴重な機会であったとの指摘もある。

- (24) 拙稿「宇多・醍醐朝の歌壇と和歌の動向」(古今和歌集研究集成1 古今和歌集の生成と本質)風間書房・平成十六年)。

引用本文は、「河海抄」は、「天理図書館善本叢書」、「西宮記」は、大永本も含め「尊経閣善本影印集成」によった。字体は通行のものに改め、訓点等は省略している。和歌は、「新編国歌大観」によるが、表記は改めた場合がある。なお、引用文中、……は、省略したところ、へは割注を表す。

Over the party which sees the flower of the wisteria held in *Higyosya* (飛香舎)
in the 2nd years of *Engi* (902).

Koji TAKIGAWA